

## 東京ゼロエミ住宅ロゴマーク取扱要領

(制定) 令和元年 9 月 20 日付 31 環地地第 245 号

改正 令和 3 年 6 月 10 日付 3 環地環第 43 号

改正 令和 4 年 12 月 16 日付 4 環気環第 164 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、東京都（以下「都」という）が定める東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用させる場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本要領で使用する用語は、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号。以下「認証要綱」という。）、東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱（令和元年 6 月 21 日付 31 環地地第 127 号）及び東京ゼロエミ住宅指針（令和元年 7 月 1 日付 31 環地環第 104 号。以下「指針」という。）で使用する用語の例による。

2 本要領においてロゴマークとは、別紙「東京ゼロエミ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定める図案のうち、緑色と黒からなる、図形及び文字列並びに使用フォントの範囲（別紙 1）をいう。

3 白黒からなる、図形及び文字列並びに使用フォントの範囲（別紙 2）は、都の登録商標（商標登録第 6382235 号、商品及び役務の区分 第 35 類、第 36 類、第 37 類、第 41 類、第 42 類）であり、商標の色彩が白色、灰色、黒色のみからなるため、色の分類が付与されていない。よって、前項のロゴマークを登録商標の類似の範囲と解し、著作物として利用させるものである。

なお、登録商標の使用許諾については、本要領において取扱いを定めるものではない。

### (通則)

第 3 条 ロゴマークの利用については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 25 号）、東京都公有財産規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 220 号）及び東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

### (所管)

第 4 条 ロゴマークの利用に係る事務は、東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課が所管する。

### (ロゴマークを利用できる者)

第5条 ロゴマークを利用できる者は次に掲げる者とする。

- 一 登録住宅性能評価機関であって、認証要綱第5条第2項の認証審査機関の登録を受けた者
- 二 指針第3 2の認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等又は販売を行う者
- 三 指針第3の仕様規定の基準又は性能規定の基準を満たす建材又は設備の製造又は販売を行う者
- 四 指針第4の基準に適合する太陽光発電システムの製造、販売又はリース等を行う者
- 五 指針第2 5で定める蓄電池システムの製造、販売又はリース等を行う者
- 六 第一号から前号までに該当する者を構成員とする団体（法人格を有する者に限る。以下「代表団体」という。）
- 七 第一号から前号までに該当しない者で、東京ゼロエミ住宅の宣伝広告の活動を行う際にロゴマークを利用することが適当と認められる者
- 八 その他都が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者はロゴマークを利用することはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 九 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33

- 号) 違反及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 違反をいう。) がある者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
  - 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
  - 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(ロゴマークの利用目的及び利用方法)

第 6 条 ロゴマークは、利用目的が東京ゼロエミ住宅の認知度を向上させるものであって、かつ、利用方法が次の各号のいずれかに該当するものに限り利用することができる。

- 一 東京ゼロエミ住宅に係るパンフレット、のぼり、ポスター、チラシ及び名刺への印刷(無償で配布または掲示するものに限る)
- 二 東京ゼロエミ住宅に係るホームページへの掲載(無償で公開するものに限る)
- 三 その他利用目的及び利用方法が適当と認められるもの

(ロゴマークの利用許諾)

第 7 条 ロゴマークの利用を希望する者は、東京ゼロエミ住宅ロゴマーク利用申請書(別記第 1 号様式)により、名称、利用方法その他必要な情報を添えて都に申請しなければならない。

- 2 代表団体は、その構成員を代表してロゴマークの利用を申請することができる。その際、利用を申請する構成員の一覧を提示するものとする。
- 3 都は、前二項の規定による申請の内容を審査し、当該申請が次の各号に該当しない場合は、当該申請者に対し承認書(別記第 2 号様式)を交付することにより、ロゴマークの利用を許諾するものとする。
  - 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
  - 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められるもの
  - 三 第三者の利益を害すると認められるもの
  - 四 指針第 3 2 の認証要件に適合しない住宅を、東京ゼロエミ住宅であると誤認させるおそれがあるもの
  - 五 指針第 3 の仕様規定の基準若しくは性能規定の基準を満たさない建材若しくは設備、指針第 4 の基準に適合しない太陽光発電システム又は指針第 2 5 の定義に適合しない蓄電池システムが、それぞれ各基準を満たし、又は適合していると誤認させるおそれがあるもの
  - 六 ロゴマークを利用する者の個々の商品、技術、事業等を都が推奨しているかのような誤解を招くおそれがあるもの
  - 七 その他、利用目的及び利用方法が不適當であると都が認めるもの
- 4 ロゴマークの利用許諾期間は、前項の規定によりロゴマークの利用を許諾した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5 利用者が利用できるロゴマークは緑色と黒色からなるもの(別紙 1)であり、白黒からなるもの(別紙 2)を利用することはできない。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、ロゴマークの利用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- 一 本要領及びデザインマニュアルを遵守すること。
- 二 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- 三 都が提供するロゴマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 四 ロゴマークは、申請した利用目的及び利用方法のみで利用すること。

2 ロゴマークをホームページに利用する際、他者が不正に利用できないように対策を講じなければならない。

3 ロゴマークの利用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの著作権使用料は、第5条に該当する者が、第6条第1号又は第2号の方法で利用する場合に限り、無償とする。

2 第6条第3号の方法による利用や有償頒布物への掲載等、前項の範囲を超えたロゴマークの利用をしようとする場合は、東京都著作権取扱要綱第十二条の規定により取り扱うものとする。

(著作権等)

第10条 ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、都に帰属する。

2 本要領による利用許諾は、本要領の範囲内でロゴマークの利用を認めるものであり、独占利用権の付与又は著作権の移転を伴うものではない。

(報告及び調査)

第11条 都は、利用者に対して、ロゴマークの利用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第12条 都は、ロゴマークの利用について、利用者が本要領又は利用許諾の内容に違反していると認められる場合又はロゴマークの利用中にロゴマークの利用目的若しくは利用方法が第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同項の利用許諾を取り消し、当該許諾に係る製作物の回収を命ずることができる。

2 都は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者にその旨を通知する。

3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該許諾に係る製作物を利用してはな

らない。

4 第1項の規定により製作物の回収を命じられた者は、速やかに当該許諾に係る製作物を回収しなければならない。

5 都は、第1項の規定による利用許諾の取消により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用許諾を受けずにロゴマークを利用した場合の利用停止)

第13条 都は、本要領に基づき必要な利用許諾を受けずにロゴマークを利用した者について、直ちにその利用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第14条 都は、本要領によるロゴマークの利用に係る経費及び役務を負担しない。

(個人情報の取扱いについて)

第15条 都は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の規定に基づき、利用許諾の申請にあたって収集する個人情報を適正に管理する。

(非保証・免責事項)

第16条 都は、ロゴマーク利用者の個々の商品、技術、事業等についていかなる推奨を行わないとともに、その品質等の保証責任を負わない。

2 都は、利用者が利用許諾を受けたロゴマークの利用内容について、正確性、適法性を保証するものではなく、利用者がロゴマークの利用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第17条 都はロゴマークの利用によって利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴマークの利用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

3 都は、第8条第3項若しくは前項の規定に違反する利用者又はロゴマークに係る著作権その他の知的財産権を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(要領の改定)

第 19 条 本要領は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 都が、本要領を改定した場合は、改定した要領の施行日より前の利用許諾についても、改定後の要領を適用する

3 本要領の改定により利用者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

第 20 条 本要領に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則 (令和元年 9 月 20 日付 31 環地地第 245 号)

この規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 10 日付 3 環地環第 43 号)

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 16 日付 4 環気環第 164 号)

この要領は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

【別紙1】

縦 型



東京ゼロエミ住宅  
TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

横 型



東京ゼロエミ住宅  
TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

【別紙2】



東京ゼロエミ三住宅  
TOKYO ZERO EMISSION HOUSE